

佐那河内小学校・中学校入学式 ~4/9(火)~

えなごらむ

PUBLIC INFORMATION SANAGOCHI



【IP電話番号】

村役場代表 5000~5004 / 議会事務局 5005
教育委員会 5006 / 社会福祉協議会 5007

総務課 ☎679-2113
住民税務課 ☎679-2114
議会事務局 ☎679-2152

産業環境課 ☎679-2115
健康福祉課 ☎679-2971
社会福祉協議会 ☎679-2304

建設課 ☎679-2970
企画政策課 ☎679-2973
保育所 ☎679-2217

※土・日・祝日および夜間
☎679-2111 IP:5000~5004 ©役場共通 FAX:679-2125
教育委員会 ☎679-2817 FAX:679-2173

人のうごき [平成31年4月30日現在]
人口 2,325人 (-6)

男 1,127人 (-3) 女 1,198人 (-3) 世帯数 940(0)

村の話題

4/9
(火)

小学校・中学校 入学式

佐那河内小中学校にて小学生・中学生の入学式が行われました。

午前の小学校の入学式では、新入生 12 人が保護者や在校生に見守られ入場しました。緊張した様子ながらも、先生から名前を呼ばれると、大きく元気な声で返事をしていました。午後から行われた中学校の入学式では、新入生 13 人が入学しました。新入生は新しい制服に身をつつみ学校長式辞や来賓祝辞、生徒代表歓迎のことばなど、中学校生活へのエールを真剣なまなざしで聞き入っていました。

新入生の皆さん、楽しい学校生活を送ってください。



4/12
(金)

すだち連 阿波踊り

佐那河内小中学校の多目的ホールにてすだち連の練習が行われました。

太鼓・鉦や笛の音に合わせて全体的な流れや各型（班）の踊り子の動きを細かく確認していました。

皆さま真剣な表情で練習に取り組んでいて、熱気にあふれていました。

夏本番が楽しみです。

連員募集！

すだち連では毎週 金曜日もしくは土曜日 19:30 から 21:30 佐那河内小中学校の多目的ホールにて練習を行っています。皆さまお気軽に見学にお越しください。お待ちしております！



4/26
(金)

こどもの日の集い

保育所の「こどもの日の集い」では、公友会と寺尾長寿会のおじいちゃん、おばあちゃんと一緒に子どもたちの成長を祝いました。

端午の節句の由来を聞いたり、新聞紙でかぶとを作ったり、折り紙こまを回したりと楽しいひと時を過ごしました。



4/23
(火)

「さくらももいちご」が日本ギフト大賞 2019で都道府県賞を受賞!

JA 徳島市佐那河内支所営農経済課（ももいちご部会）の「さくらももいちご」が各地域の特色を代表する贈答品に送られる都道府県賞に徳島県代表として選ばれました。

受賞おめでとうございます。



山地災害に備える



5月20日から6月30日まで、山地災害防止キャンペーンを実施します。

佐那河内村では、林野庁・徳島県東部農林水産局とともに、山地災害が急増する台風シーズン前の梅雨時期に山地災害危険地区の周知やパトロール、山地災害に備える活動を行っています。山地災害が発生した場合や、森林に異変を感じたら、速やかに連絡をください。 建設課



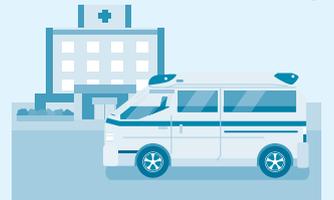
救急車の正しい呼び方

救急車(患者搬送車)の要請 **679-3999**

救急要請の仕方

- ① 679-3999 番に電話をかける。
- ② 「救急です」と伝える。
- ③ 患者の住所・氏名・年齢・性別などを伝える。
- ④ 患者のケガや病気の状態を伝える。
- ⑤ サイレンが聞こえたら、できるだけ救急車を誘導してください。

救急車は
地域の限られた救急資源



注意事項

- ※ この番号は、救急要請以外には使用しないでください。間違い電話をしないようご注意ください。
- ※ 携帯電話で「119番」通報すると、管轄外（徳島市消防局・名西消防本部など）に掛かり、佐那河内村役場に転送されるまでの時間がロスをします。
- ※ 救急搬送するときは、なるべく家族または知り合いの人の付添をお願いします。また、保険証、お薬手帳、治療費などをご準備ください。

4月1日	監査委員辞令交付式〈村長室〉(服部監査委員)
4日	議員協議会〈議会事務局〉(全議員) 全員協議会〈農振センター〉(全議員)
9日	佐那河内小学校・中学校入学式〈佐那河内小中学校〉(全議員)
22日	例月出納検査〈議会事務局〉(服部・加藤監査委員)
23日	徳島県町村議会議長会役員会〈自治会館〉(岡本議長) 農業委員会総会〈農振センター〉(大岩議員)
24日	勝名地区町村監査委員連絡協議会総会〈勝浦町〉(服部・加藤監査委員)

村議会議員一般選挙

～村民の代表、新しい村議会議員の顔ぶれ～

平成31年4月21日執行の村議会議員一般選挙は、村内4投票所で行われました。

定員8人に対し、11人の立候補者の中から選ばれました。

当日の有権者数は2,091人、投票者数1,792人で投票率は85.70%となっています。

前回(平成27年4月26日執行)の村議会議員一般選挙は、有権者数2,218人、投票者数1,964人で投票率は88.55%でした。

当選された村議会議員は次の皆さんです。

なお、任期は平成31年4月30日から令和5年4月29日までです。



井開 一文



石本 哲也



高岡 邦芳



平岡 淳



森下 嘉文



大岩 和久



新居 健治



加藤 秀数

立候補者届出順・敬称略

令和元年度 『佐那河内果樹アグリスクール』 生徒を募集します！

佐那河内村では、果樹の栽培技術の向上と継承を目的に、『佐那河内果樹アグリスクール』を開催します。
今年度も佐那河内村内外から講師を迎え、新規就農者、農業の担い手の人、Uターン者やIターン者などで就農を目指す人を対象に、10回の講義を予定しています。
果樹の栽培技術向上のため、『佐那河内果樹アグリスクール』で一緒に果樹の栽培技術を学びませんか？

応募期間 令和元年6月10日(月)まで

募集対象 新規就農者・農業担い手・UターンやIターンなどで就農を目指す人

受講料 佐那河内村在住の人や村内で耕作されている人(予定者含む)は無料です。
※村外在住の人でも、資料代として5,000円ご負担いただける人は受講できますので、お問い合わせください。

申込方法 所定の応募用紙でお申し込みください。
応募用紙は産業環境課もしくは村ホームページにあります。

講義内容 次の予定で行いますが、荒天等により日程を変更する場合があります。
また、第2回以降の開催日については、現在講師と調整中です。

回数	開催日	主な内容	
		午前(10:00～12:00)	午後(13:00～15:00)
第1回	6月25日(火)	開校式(9:00～) 防除について(座学)	すだちの摘果・摘葉(実習)
第2回	7月中旬	施肥と灌水について(座学)	土づくりについて(座学)
第3回	8月上旬	すだちの収穫と冷蔵について(座学)	すだちの収穫(実習)
第4回	9月下旬		果樹の経営について(座学)
第5回	10月中旬	流通と市場について(座学)	鳥獣害の対策について (座学及び現地研修)
第6回	11月上旬	キウイの収穫・貯蔵(実習)	果樹の剪定の基本と落葉果樹の 苗木植え付けについて(座学)
第7回	12月下旬	みかんの収穫・貯蔵管理について (座学及び現地研修)	キウイの栽培について(座学)
第8回	1月上旬	果樹の総論(座学)	キウイの剪定(実習)
第9回	2月下旬	すだちの剪定(実習)	みかんの剪定(実習)
第10回	3月中旬	常緑果樹の苗木植え付け(実習)	接ぎ木について(実習) 修了式(15:00～)

※雨天等により、日程が変更となる場合があります。

※8割以上の出席で修了証書を交付します。 ※軍手・タオルなどは持参してください。

※昼食は各自ご用意ください。

お問い合わせ・お申し込み ● 産業環境課

根株処理補助事業について

令和元年度より、みかん・すだちなどの改植・補植のため、既存の古木の根株処理に係る経費を補助します。

●対象者は次のすべてを満たす人です。

- ①村内に住民票がある人または村内に農地を所有する人（借入者を含みます。）で村内の農地で事業を行う人。
- ②同事業の国・県等補助事業を受けていない人。
- ③根株処理を処理事業者（若木建設・旭鉱石など）において処理する人。
(自己処理した場合は補助対象外です。)

●補助対象の経費

- ・ 抜根（ばっこん）に要する経費
- ・ 根株処理事業所までの運搬に要する経費
- ・ 根株処理費

●申請の方法及び補助金の交付

- ・ 事業を行う前に見積書と着工前の写真を添付して補助金交付申請書を提出してください。補助金交付申請書等は産業環境課にありますので、お問い合わせください。
- ・ 事業の完了後速やかに請求書・領収書・完成写真・根株処理伝票を添付して実績報告書を提出してください。

●申請期限

- ・ 12月末日までに補助金申請をしてください。期限を過ぎた申請や過年度に実施した事業は補助できませんので、お気を付けください。

●補助割合

- ・ 10aあたり152,000円（税抜き）に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額と見積り金額（税込み）のいずれか低い方の額の3割以内（千円未満切捨て）となります。

【後期高齢者医療制度】保険料のお知らせ

保険料率は2年ごとの改定を行うこととなっており、令和元年度は、平成30年度と同じ保険料率になっています。なお、被保険者均等割額の軽減について、制度の見直しや政令改正により、改定を行っていますので、ご確認ください。被保険者一人ひとりに納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となります。

●保険料の計算方法

…被保険者均等割額と所得割額を合計して、個人単位で計算します。

被保険者均等割額 52,913円
(被保険者全員が等しく負担)

所得割額{(総所得金額等-33万円)×所得割率 10.34%}
(被保険者が所得に応じて負担)

保険料の年額の上限は62万円です。

被保険者均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が世帯単位で軽減されます。

【軽減特例の見直し】下表「均等割額の軽減割合」9割→8割
【軽減対象の拡充】下表「世帯の所得額の合計」欄中
軽減割合5割について 27万5千円→28万円
軽減割合2割について 50万円→51万円

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
33万円以下で、世帯内の被保険者全員の所得がない(年金収入80万円以下)	8割
33万円以下	8.5割
33万円+(28万円×被保険者数)以下	5割
33万円+(51万円×被保険者数)以下	2割

被用者保険の被扶養者であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで、被用者保険（国保・国保組合以外の健康保険）の被扶養者となっていた人が対象となります。令和元年度から均等割額の軽減される期間は後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年間となります。

なお、所得の低い人に対する均等割額の軽減にも該当する人は、いずれか大きい方の額が軽減されます。

均等割額	所得割額
5割軽減(後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年間)	負担なし

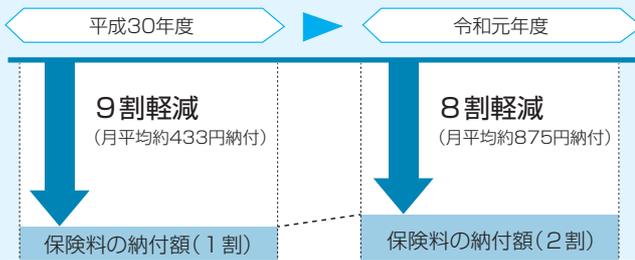
75歳以上^(※)で医療保険料の均等割9割軽減の皆さまへ

(※)65歳以上の人で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している人も対象になります。

高齢者医療保険料の均等割について、これまで9割軽減となっていた人は、今年度、8割軽減に変わります。

介護保険料については、今年度、所得の低い高齢者への保険料の負担軽減が強化されます。所得の低い年金受給者の人へは、今年10月から、年金生活者支援給付金（基準月5,000円）の制度が始まります。

(例)年金収入80万円以下の人



○介護保険料軽減は半年度分の軽減額を年度平均した額です。課税者が同居している場合は対象外となります。

○老齢年金生活者支援給付金（補足的な給付を含む）の場合、支給要件（65歳以上で老齢基礎年金を受給中、世帯全員の市町村民税が非課税、前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下）を全て満たす必要があります。

金額は保険料を納めた期間等により異なり、基本的に10月、11月分を12月（年金の支払日と同日）に振込みます。

○医療保険料を年金からの引き落としで納めている場合、引き落とし額への影響は10月からです。

【お問合せ先】

- 後期高齢者医療制度について… 住民税務課
- 介護保険について…………… 住民税務課
- 年金生活者支援給付金について
……ねんきんダイヤル(0570-05-1165)

平成31年4月から産前産後期間の国民年金保険料が免除となりました！

○免除期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（以下「産前産後期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された人を含みます。）

○対象者

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の人

○届出時期

出産予定日の6か月前から届出可能ですので、速やかに届出ください。

○届出先

佐那河内村役場住民税務課の国民年金担当窓口

○施行日

平成31年4月1日



国民年金の手続き（種別変更）はお済みでしょうか？

就職や退職、結婚などで加入者の種別が変わったときは、14日以内に手続きをすることが必要です。届け出をしなかったために、将来の年金額等に影響が出る場合がありますので、必要な手続きは早急に済ませましょう。

■ 国民年金の加入者は3つの種別で分けられます。

- 第1号被保険者 … 自営業、学生など（第2号、第3号被保険者以外の方）
- 第2号被保険者 … 会社員などの厚生年金保険・共済組合等の加入者
- 第3号被保険者 … 会社員など（第2号被保険者）に扶養されている配偶者

■ 種別が変わるときには届出が必要です。

現在の種別	種別の変わる事由	変更後の種別	届出先
第1号	就職して厚生年金か共済組合に加入した	第2号	勤務先
	会社員と結婚して被扶養配偶者になった	第3号	配偶者の勤務先
	夫が就職して、被扶養配偶者になった	第3号	配偶者の勤務先
第2号	転職して自営業になった (被扶養配偶者も第1号被保険者になります)	第1号	住民税務課
	会社を退職して自営業者の妻になった	第1号	住民税務課
	会社を退職して会社員の被扶養配偶者になった	第3号	配偶者の勤務先
第3号	夫が会社を退職した	第1号	住民税務課
	会社員の夫と離婚した	第1号	住民税務課
	収入が増え、被扶養配偶者でなくなった	第1号	住民税務課
	夫が亡くなった	第1号	住民税務課
	会社に就職して被扶養配偶者でなくなった	第2号	勤務先
	夫が転職し、厚生年金から共済組合または共済組合から厚生年金に変わった	第3号	配偶者の勤務先

※妻が会社員などで、夫がその被扶養配偶者のときは、「妻」と「夫」を読み替えてください。

令和元年度（2019年度）がん検診及び特定健診のお知らせ

令和元年度（2019年度）のがん検診と特定健診を次の日程で実施します。受診をご希望される人は、事前予約が必要です。各検診日程の申し込み期限までに、健康福祉課保健衛生係までお申し込みください。ぜひ、この機会に受診してください。

●がん検診日程及び場所（集団健診）

検診日程	検診場所	受付時間
令和元年6月15日(土) 【申し込み期限：5月24日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9:30～11:00 ※婦人科検診は10:00～11:00
令和元年7月6日(土) 【申し込み期限：6月14日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9:30～11:00 ※婦人科検診は10:00～11:00
令和元年8月3日(土) 【申し込み期限：7月12日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9:30～11:00 ※婦人科検診は10:00～11:00
令和元年9月7日(土) 【申し込み期限：8月16日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9:30～11:00 ※婦人科検診は10:00～11:00
令和元年10月5日(土) 【申し込み期限：9月13日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9:30～11:00 ※婦人科検診は10:00～11:00
令和元年10月17日(木) 【申し込み期限：9月26日(木)】 ※村内開催なので、期限までに申込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	農振センター 特定健診・大腸がん・前立腺がん 肝炎検査・頸部・腹部エコー検査 のみ実施	8:30～11:00
令和元年11月2日(土) 【申し込み期限：10月11日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9:30～11:00 ※婦人科検診は10:00～11:00
令和元年12月6日(金) 【申し込み期限：11月15日(金)】 ※村内開催なので、期限までに申込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	農振センター 頸部・腹部エコー検査は実施しないのでご注意ください。	8:30～11:00 婦人科及び骨密度検査は 13:30～14:00 〔※ただし、乳がん検診は、 午前中も受付します。〕

※6月から11月までのとくしま未来健康づくり機構で行うがん検診では、とくしま未来健康づくり機構におけるオプション項目【頸部エコー検査：負担金3,240円（10月からは3,300円）・腹部エコー検査：負担金5,400円（10月からは5,500円）】を追加できます。（6月から10月は先着15人限定です。11月は先着20人限定です。）ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

※10月の農振センターで行うがん検診で、完全予約制、先着20人限定でオプション項目【頸部・腹部エコー検査：負担金8,800円】ができます。ご希望の人は、お早めにお申し込みください。

●がん検診内容及び負担金（集団健診）

検診内容	対象者	負担金
胃がん検診 (バリウム検査)	40歳以上の村民 ※令和元年度（2019年度）に胃内視鏡検診を受診した人は受診できません。	500円
肺がん検診	40歳以上の村民（65歳以上の人は結核検診を含みます）	100円
喀痰検査	肺がん検診受診者で、肺がんの危険性が高いと認められた村民	300円
大腸がん検診	40歳以上の村民	300円
肝炎ウイルス検査	① 令和元年度（2019年度）において満40歳となる村民（S54年4月1日～S55年3月31日生まれの人） ② 平成14年度（2002年度）から平成30年度（2018年度）までの間に、肝炎ウイルス検査の対象者であって、受診の機会を逸した村民	300円
前立腺がん検診	50歳以上の村民（男性のみ）	1,000円
骨密度検査	40歳以上の村民	400円
(婦人科検診) 子宮がん検診	20歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。原則として、平成30年度（2018年度）に受診された人は、令和2年度（2020年度）に検診を受けてくださるようお願いいたします。	400円
(婦人科検診) 乳がん検診	40歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。原則として、平成30年度（2018年度）に受診された人は、令和2年度（2020年度）に検診を受けてくださるようお願いいたします。 ※12月6日(金)は、午前中も受付します。	1,000円

※生活保護受給者は、負担金は無料です。

※12月6日(金)の村内で行う検診では、**歯科健診及び口腔がん検診**も行います。歯科健診及び口腔がん検診の負担金は無料なので、この機会にぜひ受診してください。

※**特定健診受診券をお持ちの人は、がん検診と同時実施できません。**ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。なお、6月に行われる特定健診については、受診券が手元に届いていないので、国民健康保険証と負担金1,000円を持参してください。

【胃内視鏡検診について】

胃内視鏡検診を指定医療機関（個別医療機関）において、令和元年6月1日から令和2年2月29日まで随時実施します。検診希望者は、検診に必要な書類等を送付するため、事前に健康福祉課保健衛生係へお申し込みお問い合わせください。

検診内容	対象者	負担金
胃内視鏡検診	50歳以上の村民 ※2年に1回の受診となります。平成30年度（2018年度）に胃内視鏡検診を受診された人は、令和2年度（2020年度）に検診を受けてくださるようお願いいたします。ご了承ください。	4,100円

令和元年度後期高齢者医療制度の健康診査について

後期高齢者医療制度に加入されている人を対象に、糖尿病などの生活習慣病の早期発見や重症化の予防のため、健康診査を実施します。
『健康診査受診券』が届いた人は、必ず受診しましょう。

健康診査の対象者

1 生活習慣病と診断されていない人 ※申込み不要

(ただし、長期入院されている人や施設入所などされている人は除く)

長期入院、施設入所者など及び生活習慣病と診断された人は、既に健康状態を把握され、医師の指導を受けていると考えられることから、健康診査の対象者から除いています。
※生活習慣病とは、生活習慣が発症原因に深く関わっていると考えられる病気で、糖尿病、高血圧性疾患、脂質異常症、虚血性心疾患、その他心疾患、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞、脳動脈硬化、その他脳血管疾患、動脈硬化があります。

2 今年1月から9月までの新規加入者(75歳になった人など) ※申込み不要

10月1日以降の75歳になる人(後期高齢者医療に加入予定の人)は、今年度は当制度の健康診査は受けられないため、9月末までに加入前の健康保険(国保など)の特定健診を受診してください。

3 受診券が届かなかった人のうち健診を受診されたい人 ※申込み要

申込受付期間：6月中旬から12月中旬まで

申込み場所：市町村窓口にて備付けの健康診査申込書でお申込みください。

受診券送付時期

第1回目	6月中旬(1月1日から4月30日までの新規加入者を含む)
第2回目	7月下旬(5月1日から6月30日までの新規加入者を含む)
第3回目	8月下旬(7月1日から7月31日までの新規加入者を含む)
第4回目	10月初旬(8月1日から9月30日までの新規加入者を含む)
第5回目以降	11月初旬、12月初旬

健診項目
予約先
自己負担金
受診期間

▶ 身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査

▶ 受診する医療機関に事前予約が必要

▶ 無料

▶ 受診券を受け取られたときから令和元年12月末日まで

後期高齢者医療制度の健康診査に関するお問い合わせ先

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 徳島市川内町平石若松78番地1 電話 088-677-3666
佐那河内村役場 健康福祉課

駐在所だより

わた なへ たかし
渡 辺 孝



今年2月18日に、徳島名西警察署（旧徳島西警察署）蔵本町交番から、佐那河内村駐在所に転勤して参りました。

皆さまのお宅付近を巡回していますので、ご用件のある人は手を振ってお気軽にお声をお掛けください。

また、駐在所（Tel 088-679-2110）へのご連絡をお待ちしています。なお緊急の場合は110番通報をお願いします。

警察官 採用募集の お知らせ

【受験資格】 平成元年（1989年）4月2日（30歳）以降に生まれた者で、四年制大学などを卒業した者又は令和2年（2020年）3月31日までに卒業する見込みの者。

【受付期間】 5/17（金）～6/7（金）

※県職員などの募集も実施していますので、詳細が必要な人は徳島県人事委員会事務局任用課（088-621-3212）まで、お問い合わせをお願いします。

佐那河内村 わんぱく広場の ご案内



佐那河内保育所では、佐那河内村にお住まいで、ご自宅で乳幼児のお子さまを育てている保護者の子育てを応援しています。

「わんぱく広場」は次のとおり開催しています。

対象／保育所に入所していないお子さまと保護者

期間／毎週火曜日～木曜日 9：00～15：00

場所／佐那河内保育所
園庭、砂場、遊戯室など施設を開放します。

内容／わんぱく広場担当の保育士による手遊びや紙芝居など、親子で楽しいひとときを過ごしましょう。

・おはなしの会や人形劇などの催しもあります。

● 佐那河内保育所 ●



佐那河内村移住交流支援センター便り

こんにちは、佐那河内村移住交流支援センターです。4月は2組の移住が決まりました。温かく受け入れてくださった地域の人には大変感謝しています。佐那河内村には、ねごう再生家と宮前笑会という地域の皆さんで結成された移住の支援を協力してくださる団体があります。今回1組は宮前笑会と協力して移居前から地域との繋がりをつ

佐那河内村移住コーディネーター 西川 高士

くっていき、移住後も暮らしの中での困りごとなどの対応をしています。地域の人のご協力が移住者にとっても支援する側にとっても大変ありがたいです。それぞれの団体の取り組みも広報で紹介しながら、今後も連携してより良い移住をすすめていきます。

住民満足度調査の集計結果について

1月に行いました住民満足度調査ですが、前回の広報で速報値を公表しましたが、調査の中で「協働のむらづくりについて」と「これからのむらづくりの方向性について」の2つの見出しについて公表します。

なお、詳しい結果については、企画政策課で6月から閲覧ができます。興味のある人は、企画政策課までおたずねください。

いただいた御意見は、佐那河内村総合計画に反映しますので、今後とも計画策定まで注目してください。

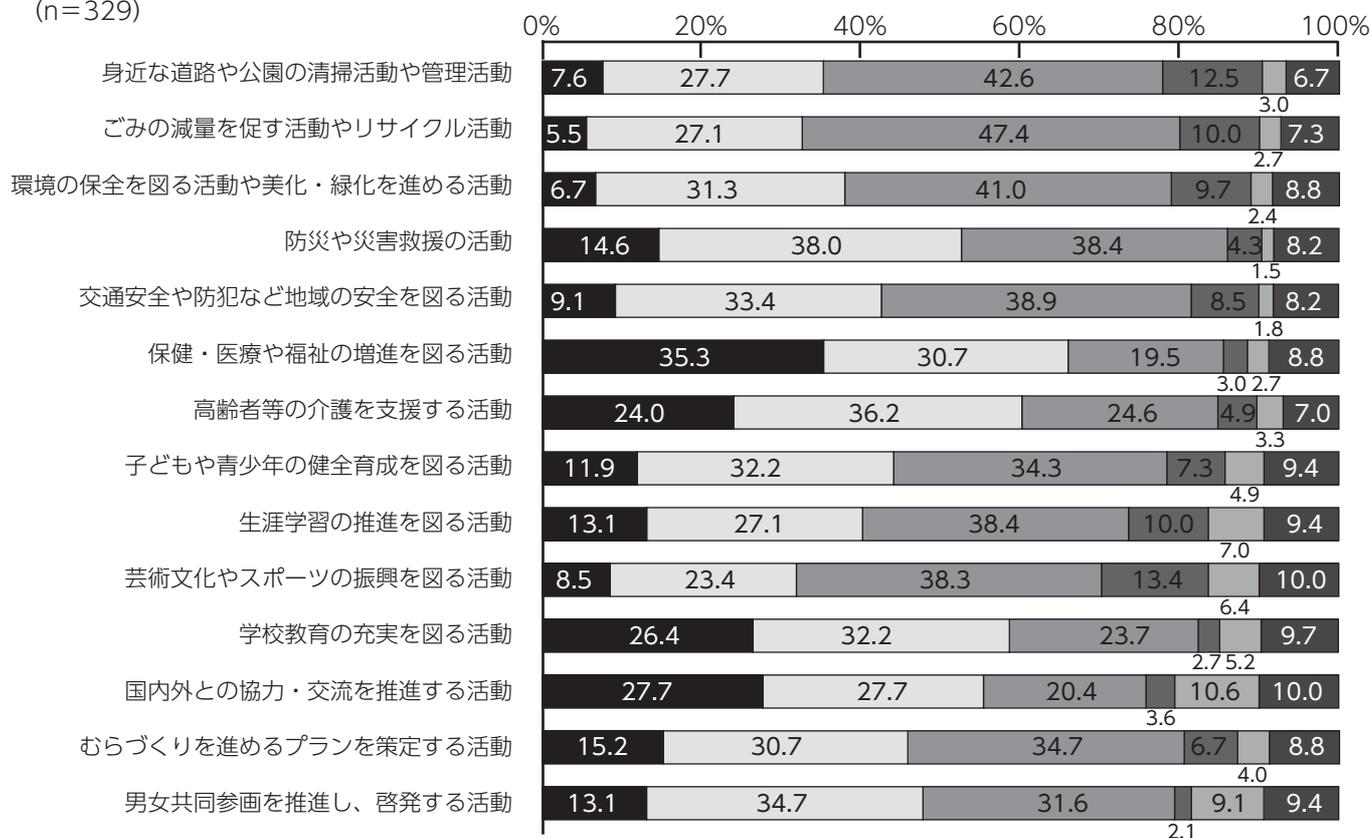
協働のむらづくりについて

(15) 村民と行政（村）との役割分担

問 15 あなたは、以下のような活動について、これからの村民と行政（村）との役割分担をどのように考えますか。（それぞれの項目について、あてはまる番号1つに○印）

「主に行政（村）が行う」、「行政が主体で、村民は行政の活動に協力する」と考えられている活動は、「保健・医療や福祉の増進を図る活動」が66.0%と最も高く、次いで「高齢者等の介護を支援する活動」が60.2%、「学校教育の充実を図る活動」が58.6%、「国内外との協力・交流を推進する活動」が55.4%となっています。また、「村民と行政が協働で行う」、「村民が主体で、行政は村民の活動を支援する」と考えられている活動は、「ごみの減量を促す活動やリサイクル活動」が57.4%と最も高く、次いで「身近な道路や公園の清掃活動や管理活動」が55.1%、「芸術文化やスポーツの振興を図る活動」が51.7%、「環境の保全を図る活動や美化・緑化を進める活動」が50.7%となっています。

(n=329)



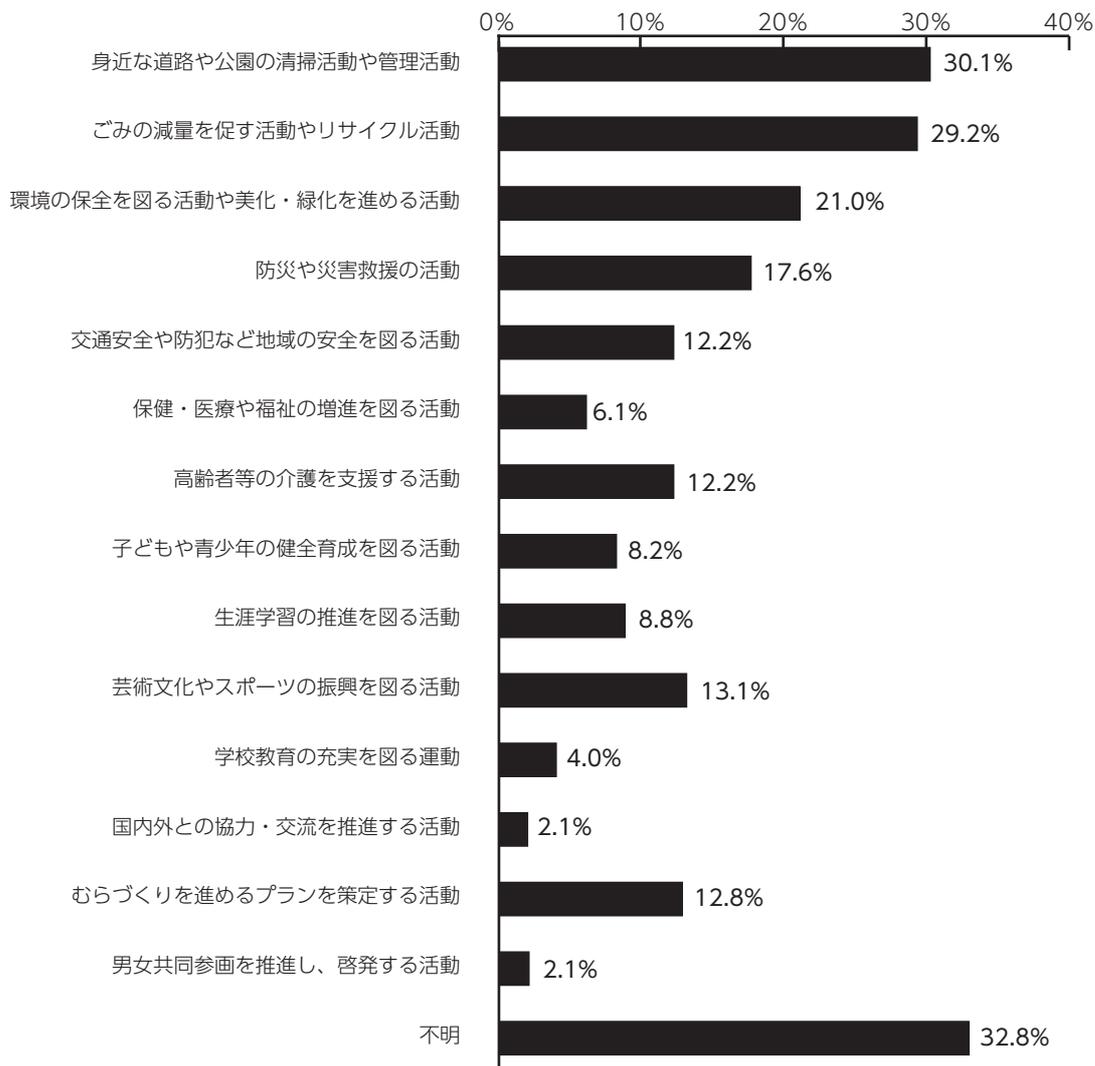
主に行政（村）が行う
 行政が主体で、村民は行政の活動に協力する
 村民と行政が協働で行う
 村民が主体で、行政は村民の活動を支援する
 わからない
 不明

(16) 積極的に参加したい活動

問 16 あなたは、前問（問 15）で取り上げた活動の中で、これから積極的に参加したい活動がありますか。（あてはまるもの全てに○印）

積極的に参加したい活動については、「身近な道路や公園の清掃活動や管理活動」が 30.1% と最も高く、次いで「ごみの減量を促す活動やリサイクル活動」が 29.2%、「環境の保全を図る活動や美化・緑化を進める活動」が 21.0% となっています。

n=329

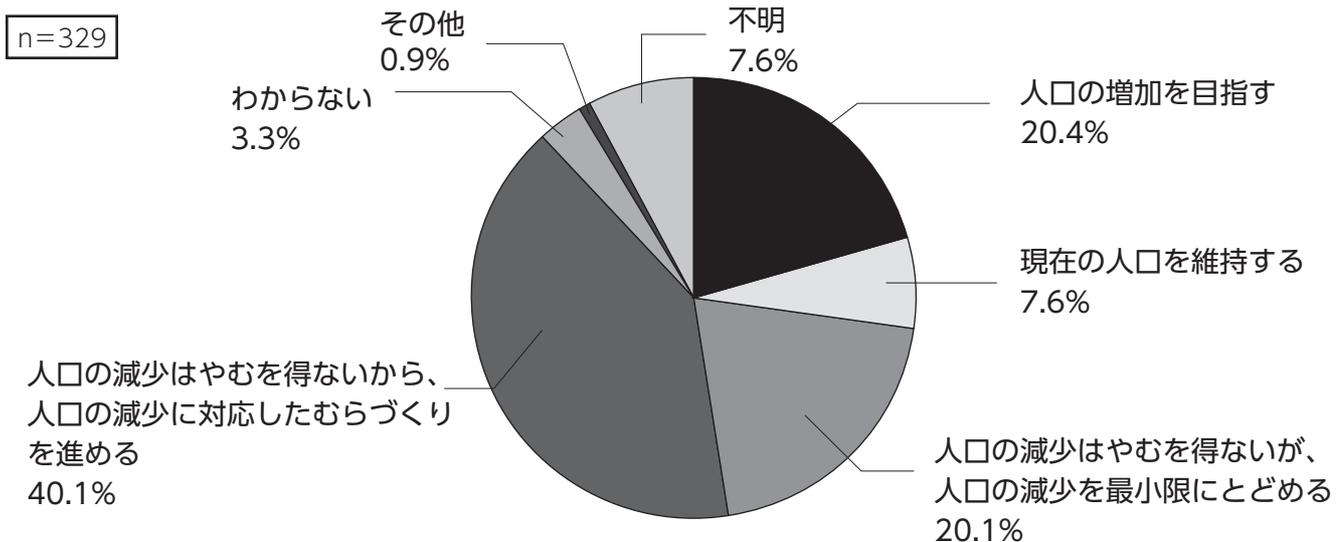


これからのむらづくりの方向性について

(25) 人口減少への対応

問 25 近年、少子高齢化が進み、全国的に人口減少期を迎えています。佐那河内村においても、総人口は、2015年の2,289人から、2045年には1,073人まで減少すると見込まれています（参考：日本の地域別将来推計人口）。佐那河内村はこうした状況にどのように対応すべきだと思いますか。（1つに○印）

人口減少期において、佐那河内村のとるべき対応については、「人口の減少はやむを得ないから、人口の減少に対応したむらづくりを進める」が40.1%と最も高く、次いで「人口の増加を目指す」が20.4%、「人口の減少はやむを得ないが、人口の減少を最小限にとどめる」が20.1%となっています。



●属性別に見た傾向

年代別で「人口の増加を目指す」の割合を見ると、30代が45.5%と最も高く、次いで40代が33.3%、70代以上が21.8%となっています。また、「人口の減少はやむを得ないから、人口の減少に対応したまちづくりを進める」の割合を見ると、40代の割合が37.0%と最も高く、次いで50代が28.9%、70代以上が17.8%となっています。

「人口の減少はやむを得ないから、人口の減少に対応したまちづくりを進める」の割合を居住地区別で見ると、嵯峨地区28.1%と最も高く、次いで高樋地区が24.4%、宮前地区が12.7%となっています。

●属性別集計表

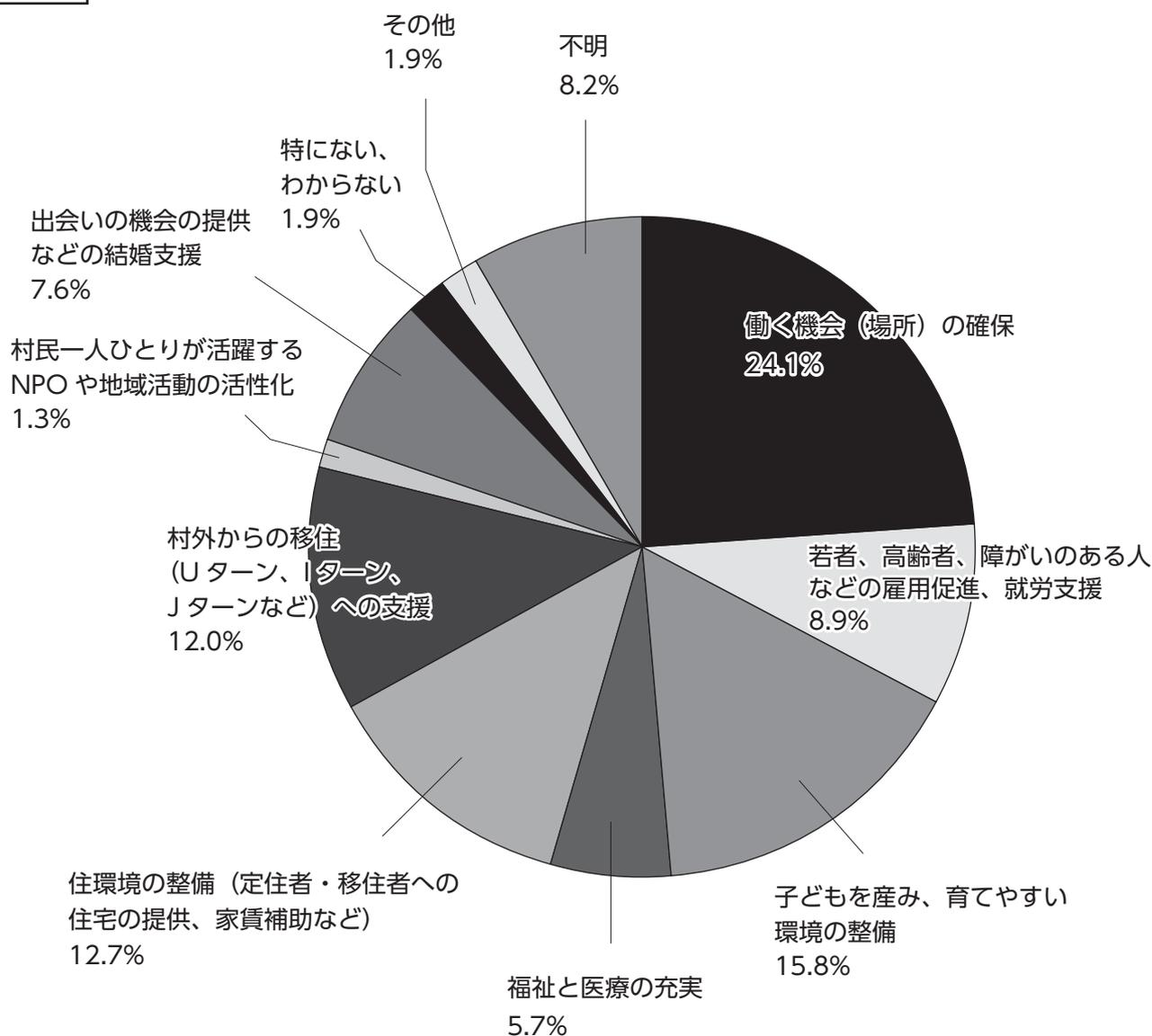
	合計	人口の増加を目指す	現在の人口を維持する	人口の減少はやむを得ないが、人口の減少を最小限にとどめる	人口の減少はやむを得ないから、人口の減少に対応したむらづくりを進める	わからない	その他	不明
全体	329	20.4	7.6	20.1	40.1	3.3	0.9	7.6
性別	男性	197	18.3	8.6	20.3	39.6	5.1	7.1
	女性	126	23.0	6.3	19.8	41.3	0.8	7.9
年齢	10代	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20代	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	30代	11	45.5	9.1	9.1	27.3	0.0	9.1
	40代	27	33.3	0.0	37.0	29.6	0.0	0.0
	50代	45	11.1	20.0	28.9	35.6	2.2	2.2
	60代	101	21.8	6.9	17.8	46.5	4.0	3.0
	70代以上	138	16.7	5.8	16.7	40.6	4.3	15.2
居住地区	宮前地区	142	23.2	7.7	12.7	43.0	4.2	7.0
	嵯峨地区	89	20.2	7.9	28.1	33.7	3.4	6.7
	高樋地区	90	15.6	6.7	24.4	42.2	2.2	8.9

(26) 人口減少の抑制への取り組みとして、特に重要なこと

問 26 問 25 で、「1. 人口の増加を目指す」又は「2. 現在の人口を維持する」又は「3. 人口の減少はやむを得ないが、人口の減少を最小限にとどめる」に○を付けた方にうかがいます。人口減少の抑制への取り組みとして、特に重要なことは何だと考えますか。(1つに○印)

人口減少の抑制への取り組みとして、特に重要なことについては、「働く機会（場所）の確保」が 24.1% と最も高く、次いで「子どもを産み、育てやすい環境の整備」が 15.8%、「住環境の整備（定住者・移住者への住宅の提供、家賃補助など）」が 12.7%、「村外からの移住（Uターン、Iターン、Jターンなど）への支援」が 12.0% となっています。

n=158

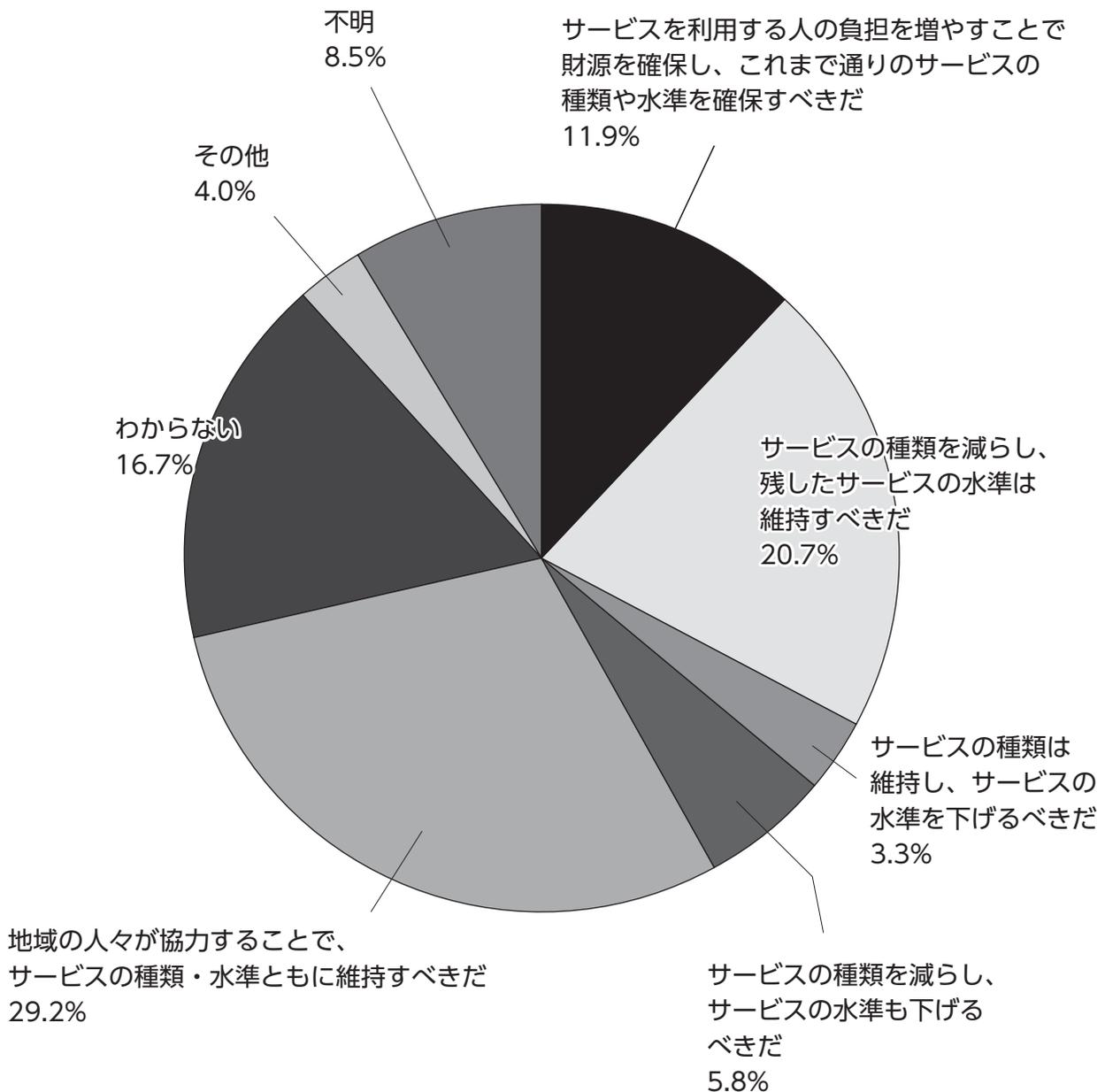


(27) 村が実施するサービスの方針

問 27 今後、少子高齢化の進行などにより、村の財政状況が厳しくなることが懸念される中で、限られた財源をより効率的に配分し活用していくむらづくりが求められます。こうした時代を迎え、村が実施するサービスはどうあるべきと考えますか。(1つに○印)

村が実施するサービスの方針については、「地域の人々が協力することで、サービスの種類・水準ともに維持すべきだ」が 29.2% で最も高く、次いで「サービスの種類を減らし、残したサービスの水準は維持すべきだ」が 20.7% となっています。

n=329



地域おこし
協力隊

こんにちは
木内 良樹です。

暖かい季節になりましたね。皆さん、いかがお過ごしでしょうか？

僕は引っ越し等色々重なり忙しく過ごしています。

4月の活動報告

すだちは剪定と消毒がようやく終わりました。今年较去年よりは綺麗に剪定出来たかなと思います。

ふゆわらべは、育苗用のハウスを建てました。地域の人に手伝ってもらいながら出来るところ

は自分で建てました。

去年はあまり良くなかったのが今年は、色々試しながらいい物が出来るように頑張りたいと思います。

暖かく過ごしやすい季節になってきましたが、急に暑くなったりするので熱中症などに気をつけて作業等してくださいね。

それでは今月はこの辺で失礼します。



地域おこし協力隊の活動報告

宮岡 香織

先月、東京小金井市でアンテナショップ「てのひらストア otete」を経営されている井寺さんが帰省されたので、村の生産者さんたちの園地へご案内しました。井寺さんも「佐那河内再発見！」と、とても喜んでいました。今まで繋がりがなかった村の皆さまをこの様な形でお繋ぎ出来る事が大変嬉しいです。



阿部 真夕

地神さん

ベサニー先生と一緒に佐那河内のよいところを発見し、国内外に発信する取り組みを始めました。今回その内の一つをご紹介します。皆さんは地神さんをご存じでしょうか。村内には10カ所ほどあるそうで、その内の一つ、井開にある地神さんを訪れました。地神さんは土地を守る神様で、春と秋のお彼岸に地神さんの祭日があり、その日は農業をするものは田や畑に入らず、土地に触れることを慎み、自然に感謝する習慣が続いてきたそうです。村には美しい田園風景が残っていますが、自然に対して感謝を忘れていないか気づかせてくれるようでした。

Let's Enjoy English!!



ふるさと納税返礼品

一般財団法人さなごうちではふるさと納税の返礼品の開発業務、ふるさと納税サイトの管理、返礼品の発送業務を行っています。ふるさと納税サイトに掲載することで、全国に村の魅力を発信するとともに、村の特産品のPRにつながる商品を募集しています。ご協力いただける人は是非、お電話にてお問合せください。



一般財団法人さなごうち ふるさと納税担当 岩田・大西
TEL 088-636-4030 088-636-4033 / FAX 088-636-4032

佐那河内の人権教育

VOL.266

身近にある部落差別

佐那河内中学校3年 日下 遥斗

同和問題は、僕にとって授業の中だけのものでした。部落差別は、僕には関係のない過去の遠いところの話だと思っていたのです。しかし、中学3年生になり、同じ中学生の同和問題に関する人権劇や同和地区出身の方の話聞いて、同和問題に対する考え方が変わりました。今まで関係ないと思っていた同和問題は意外と身近にあって、しかも今も続いていたのです。

世の中には、差別意識を持っている人が、いまだにたくさんいます。人権学習で、実際にあった結婚差別の話聞きました。結婚する相手が同和地区出身だと分かった瞬間、親戚中が結婚を反対するというものです。

大半の人たちは、「差別はいけない、自分は差別はしない」と言っています。男女差別、人権差別、障害者差別、いじめなど、人を差別することは許されることではありません。でも、実際に目の前で差別が行われていたらどうでしょうか。差別はいけないと思っても、自分には関係ないと思ひ、見て見ぬふりをする人も多いのではないのでしょうか。そして、現実には自分の身に起こると、差別をしてしまいます。いえ、本人たちは自分のしていることを差別と思ってないのかもしれない。

僕にも経験があります。以前、プールで同級生と遊んでいたとき、何人かがふざけて一人の海水パンツを脱がそうとしていました。実際には、脱がすこともなかったのですが、そのとき、僕は、何もせず、その場を離れてしまいました。これはいけないことだ、と思ったけれど、いつも通りの遊びかなとも思ったし、注意して、その場の空気を悪くするのも嫌だったし、何しろ関わり合いになるのが嫌だったのだと今になって思います。情けないことですが、頭で分かっていることと、実際の行動は一致していませんでした。

同和地区出身だから結婚を反対するという事は本当にはいけないことです。しかもその理由を、周りの人に迷惑がかかるからとか、周りの人に変な目で見られるからという、周りのせいにして、自分を正当化しているのは本当にするいす。しかし、結婚を反対する親戚の中でも「差別をするのはおかしい。」と言える人がいました。「同和地区出身と言うだけで、反対することは間違っている。」と、親戚の中で、しかもほとんどの人が反対する中で、堂々と「差別はおかしい」とみんなに向かって発言できる人は素晴らしいと思いました。いけないと思って、後からその行動を悔やむより、僕もいけないことはいけないと、はっきり言える人になりたいと思いました。部落差別は昔から続いています。今は減ってきていますが、完全になくなったわけではありません。今でも年に数十件は差別についての相談があるそうです。本当は、このように差別で悩む人は、ゼロでないといけません。

人権学習をして、いろいろな問題を他人事のように思うのではなく、自分の問題として考えることが重要だと気付きました。これからの生活で、いろいろな差別に出会うと思います。そのとき僕は、差別である気が付ける人になりたいです。そして、見て見ぬふりをするのではなく、勇気を持って「差別はいけない。」と胸を張って言える人間になりたいです。そのために、正しい知識を身に付け、なぜ、差別されるようになったのか、なぜ、今も続いているのか、人間の心の弱さや無知が差別を助長させていることをしっかりと理解し、自分のこととして、関わっていかうと思います。

差別に悩む人たちがいなくなるように、そして、僕自身も差別することのないように誠実に他人と向き合っていくかうと思います。また、僕自身が差別されたときに、「おかしい。これは差別だ」とはっきり言えるように、これからの生活を大事にしていこうと思います。

徳島市・佐那河内村、徳島市・佐那河内村教育委員会、徳島市・名東郡中学校長会発行
平成30年度人権啓発資料『人権作文集～中学校～』より

児童虐待防止対策の抜本的強化について (平成31年3月19日関係閣僚会議決定)

昨今の虐待相談件数の急増、昨年の日黒区の事案、今年の野田市の事案などを踏まえ、3月19日、児童虐待関係の法律改正案及び抜本的強化について閣議決定がなされました。

【新たな児童虐待防止策のポイント】

- 体罰禁止の法定化
親や児童福祉施設長らによる、しつけ名目による子どもへの体罰の禁止
- 児童相談所の体制強化
一時保護を行う「介入」と保護者への「支援」を行う部署の分離
児童相談所に医師、保健師を各1人以上の配置（令和4年4月1日施行）
- 関係機関の連携強化
学校の教職員や児童福祉施設職員らに守秘義務
児童相談所と配偶者暴力相談支援センターなどの連携を強化
- 懲戒権
親が子を戒めることを認める民法の「懲戒権」のあり方について、法改正後2年をめぐりに検討
- 施行日
令和2年4月1日

愛の鞭ゼロ作戦 子どもを健やかに育てるために

子育ての悩みがあるときは [189] 児童相談所全国共通ダイヤル

POINT 1 子育てに体罰や暴言を使わない

POINT 2 子どもが親に恐怖を持つとSOSを伝えられない

POINT 3 爆発寸前のイライラをクールダウン

POINT 4 親自身がSOSを出そう

POINT 5 子どもの気持ちと行動を分けて考え、育ちを応援



あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。
児童虐待かと思ったらすぐにお電話ください。

お住まいの地域の児童相談所につながります。
※一部のIP電話からはつながりません。※通話料がかかります。

さなごうちスポーツクラブ案内

6月

農振センター 2階和室	村民体育館
健康体操教室 20:00~21:00	卓球 19:30~21:00 ※バドミントン 20:00~22:00

- ※印の種目は活動費が必要です。
- ・ジュニアスポーツ教室は別途案内します。
 - ・参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、事前に事務局で参加申込・スポーツ保険加入の手続きをしてください。
 - ・日程は変更する場合があります。

お問い合わせ

さなごうちスポーツクラブ事務局（教育委員会内）
☎679-2817 IP5006

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5 卓球	6	7 バドミントン	8
9	10 健康体操教室	11	12	13	14 バドミントン	15
16	17	18	19 卓球	20	21 バドミントン	22
23	24 健康体操教室	25	26	27	28 バドミントン	29
30						

お花見したよ

4月3日(水)

がくどうほいく



4月3日(水) 新1年生を10人迎え、児童47人でお花見を楽しみました。メニューは「手巻きすし」と「カラアゲ」。各班に分かれて自分で好きな具を巻いて食べました。何度も酢飯やのりをおかわりして、お腹いっぱいでした。どの班もキレイに完食し、お片付けもきちんとできました。とても楽しいお花見でした。

4月12日(金)

ふれあい昼食会

嵯峨生活改善センターでふれあい昼食会を開催しました。桜も少し残っており、天候に恵まれ心地よい気候で行うことができました。

当日は、男性民生委員さんに会場設営、送迎をしていただき、健康づくりの会の役員さんと女性民生委員さんなどでお弁当を作ってくださいました。

午後からは、班に分かれて連想ゲームをしました。また、恒例のビンゴゲームなどを楽しみました。



●善意銀行だより● (受付順)

- 谷口 民子様……………金一封
- 日下 修様……………金一封
- 匿名 様……………金一封
- 松村 茂様……………金一封

左記の預託金は、社会福祉のために役立ててくださいと寄せられたものです。善意によって膨らんだ預託金を元金とした利子を活用し、地域福祉事業などの推進のため、有意義に活用させていただきます。ありがとうございました。

佐那河内村地域包括支援センターだより

5月号

地域包括支援センターでは、明るく健やかな生活が続けられるように介護予防教室を開催しています。楽しく身体を動かしたり、交流を楽しみましょう。皆さまの参加をお待ちしています。

5月21日(火)	健康料理教室	農振センター	10:00~13:00
5月27日(月)	いきいき体操教室	農振センター	13:30~15:30
6月14日(金)	脳若トレーニング教室	農振センター	10:00~11:00

5月29日(水) いきいきサロン 農振センター 9:30~
 (どなたでも参加できます。都合の良い時間にお越しください。)
 10時頃から「いきいき百歳体操」を行います。
 体操のみの参加でも構いませんのでお気軽にご参加ください。

※日程等に変更がある場合は
 村内放送でお知らせします。

佐那河内村地域包括支援センター

■ 場所：特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ内

■ 電話：679-3383 ■ 担当：佐々木・大西・加藤

ヘルスメイト(食生活改善推進員)のおすすめレシピ

しあわせごはん

No.122

人参ムース



栄養成分 エネルギー131kcal タンパク質3.4g
 脂質8.8g 炭水化物10.0g
 塩分0.2g

●材料(4人分)

牛乳 100cc 生クリーム 80cc 粉ゼラチン 1袋
 はちみつ 30g 人参 100g 水 大2

●作り方

- ① 人参は皮をむき、適当に切って柔らかくゆでて、ミキサーにかける。
- ② 鍋に牛乳・はちみつを入れ、沸騰直前に火を止め、ふやかしたゼラチンを加え溶かす。
次に①の人参をいれ、よく混ぜて冷やす。
- ③ ボールに生クリームをいれ7分立て(すくうと落ちて後が残るくらい)にする。
- ④ ②の中に③の泡立てた生クリームを2~3回に分けて入れる。
- ⑤ 器に移しラップして冷蔵庫で冷やし固める。

●ポイント

ゼラチンは火を通しすぎると固まらなくなるので気をつけましょう。



語り合い朗読会

「伝えたい村の話」 第39回

ふるさと佐那河内や、分厚い村史を読ませて頂いています。語りや、読み合いや、皆さんのお話だったりの会です。きっと村の先人が、聞き耳たてて喜ばれていると思います。皆さんも、ご参加ください。大歓迎です。

さて過日に、寺谷の佐々木正一さんの案内で、西山のお地蔵さまにお参りに行きました。今の道路から外れている旧道なので、案内なしには分か

りにくい所です。先人の祈りを受け止めてくださったお地蔵さま。大切にしていきたいと思いました。たくさんの歴史が残る佐那河内村です。他にご存じの場所がありましたら、どうぞお教え下さいますようお願い申し上げます。

ツリーベルズ 鈴木 昇・
 恵子

●期 日 5月24日(金) 19時30分~20時30分
 ●場 所 農振センター 2階

情報ボックス

※5月16日～6月14日までの行事予定です。



月日	行 事 名	場 所 ・ 時 間	備 考
5月16日	ふれあい昼食会	農振センター1階会議室 11:00～14:00	
5月21日	可燃ゴミ・古紙などの収集	追上駐車場 11:00～翌日11:00	
5月21日	健康料理教室	農振センター1階会議室 10:00～13:00	対象者：健康づくりに関心のある人、 持参物：材料代200円・エプロン・筆記用具など
5月20日	中間テスト	佐那河内中学校	
5月23日	夏野菜植え(仁井田桜クラブ・睦会)	保育所庭 10:00～12:00	
5月26日	小中合同大運動会	小中学校運動場	
5月27日	いきいき体操教室	農振センター1階会議室 13:30～15:30	対象者：医師から運動制限を受けていない 人、持参物：運動しやすい服装・水筒など
5月28日	可燃ゴミ・古紙などの収集	追上駐車場 11:00～翌日11:00	
5月29日	不審者防止交通安全教室	保育所 10:00～11:00	
5月29日	いきいきサロン	農振センター1階会議室 9:30～16:00	どなたでも参加できます。
5月30日	老人クラブ定期総会	役場3階ホール 10:00～15:00	
6月2日	小中合同大運動会 予備日	小中学校運動場	
6月4日	可燃ゴミ・古紙などの収集	追上駐車場 11:00～翌日11:00	
6月5日	おはなしの会 わんぱく広場	保育所 10:00～11:00	
6月6日	徳島市・名東郡小学校体操発表会	徳島市立体育館	
6月6日	海洋研修(中1)	YMCA 阿南国際海洋センター	
6月7日			
6月10日	心配ごと相談、行政相談、特別(法律)相談	農振センター1階会議室 9:00～12:00	
6月11日	可燃ゴミ・古紙などの収集	追上駐車場 11:00～翌日11:00	
6月11日	乳児健診	農振センター2階大和室 13:15～13:30(受付)	対象者：乳児とその保護者、持参物： 母子健康手帳・子どもノート
6月11日	お出かけ昼食会	徳島市内他 10:00～16:00	
6月12日	修学旅行(中2)	沖縄	
6月13日	じゃがいも掘り(5歳児と小1)	保育所 9:40～11:30	
6月14日	修学旅行(中2)	沖縄	

広 報 人 の う ご き

6月1日は人権擁護委員の日

皆さん、人権擁護委員制度をご存じですか。

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

法務省および全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、徳島地方法務局および徳島県人権擁護委員連合会においても、この日を中心として、人権擁護委員制度の周知と人権思想の普及・高揚に努めています。

人権とは、私たちが人間らしく生きるための権利であり、人種や民族、性別などの違いにかかわらず、全ての人に共通して備わっている権利です。

国の内外を問わず、人々がお互いに人権を守ることによって明るい社会をつくるのが、私たちの願いです。

人権擁護委員の日である6月1日を中心として、全国一斉の人権相談を次のとおり開設しますので、差別、いじめ、嫌がらせなど人権に関する問題でお困りの場合は次の相談日にお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

●佐那河内村の人権擁護委員は次の人々です。

西岡 和夫／上字南野

平岡 都志子／下字平間

日下 健司／下字尾端

●人権擁護委員による人権相談所の開設は、毎月第2月曜日としています。

●人権相談所の開設

人権相談開設箇所：農振センター

人権相談開設日時：6月3日、7月8日、8月5日、9月9日、10月15日、11月11日、
12月9日、令和2年1月14日、2月10日、3月9日

各日午前9：00～正午

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～



人権イメージキャラクター
人KENまもる君 人KENあゆみちゃん



授業の日以外も
自習室利用で徹底サポート！



個別指導塾
トライプラス
二軒屋校

教室長：中村 恵美 (旧姓：嵯峨)
☎ 0120-177-202
徳島市南二軒屋町 2-3-20 (徳島製粉そば)

屋根工事一式

日本瓦、洋瓦、各種瓦

新築、葺き替え



☎ 088-679-3289

山田工業

企業・個人事業者の
みなさまへ

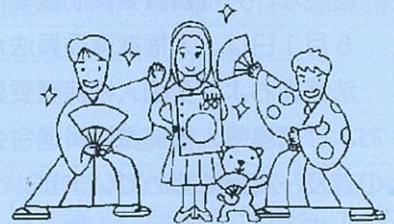
平成31年4月～
掲載開始

広告主を
募集しています！

公文式「5月無料体験学習」

受付中

▶学習期間 5月18日(土)～5月31日(金)



KUMON 佐那河内教室

だから、KUMON

くもんくもん

検索

佐那河内村下字尾境 57 ☎ 090-4784-5007 福井



おかげさまで
創業53年



感謝
長年のご愛顧に



(有)松下自動車

☎ 679-2103(代)

徳島県名東郡佐那河内村上字宮前 20-1 FAX 679-2143 IP 5370

阿波古代米 販売処



阿波古代米販売処 阿波いにしえ本舗

徳島市八万町花法51-7

TEL 088-677-9355

<https://awa124e.jp>



ネイチャーセンターだより

No. 276

佐那河内村の両生類

哺乳類に続きますが、4本の足を持つ生き物には両生類と爬虫類がいます。両生類は、生活の中で陸上と水辺が必要なもの、爬虫類は陸上だけでも生活が可能なものと言えます。両生類の殆どの種が、水辺にて産卵します。よって姿を見るのはこの時が一番です。両生類の代表として、体の大きなヒキガエル筒状の卵塊は長くて5m～20m、個数は1万個も産むそうです。産卵時に集まるので、何十匹もが産んだ卵と親で産卵場所はごったがえすこととなります。尻尾の生えた両生類が、イ



モリとサンショウウオ類です。イモリは村内で何処にでもいると思われませんが、国の絶滅危惧種に入っています。村内で、サンショウウオは1種・1カ所で見つからない希少な生き物です。

両生類の最新のニュースとしては、今年の2月に発表されたのですが、「カスミサンショウウオ」として知られていた種はDNAの分析の結果細かく9分類されて、村内に生息するものは「セトウチサンショウウオ」(四国岡山瀬戸周辺地域に生息する)、という種名になりました。徳島県内の平地にいるサンショウウオは、すべて同一種です。

村内に生息する両生類は表のとおりです。

(市原)

	目名	科名	種名			種数
両	有尾目 (しっぽあり)	サンショウウオ科	イシツチサンショウウオ	セトウチサンショウウオ	コガタブチサンショウウオ	3種
			イモリ科	アカハライモリ		
生	無尾目 (しっぽなし)	ヒキガエル科	ニホンヒキガエル			1種
		アマガエル科	ニホンアマガエル			1種
		アカガエル科	タゴガエル	ニホンアカガエル	ヤマアカガエル	6種
			ウシガエル	ツチガエル	トノサマガエル	
		ヌマガエル科	ヌマガエル			1種
アオガエル科	シュレーゲルアオガエル			カジカガエル	2種	
類	野外で繁殖している動物のみ(飼育動物は除く) 瀬戸内海～徳島県のカスミサンショウウオが、セトウチサンショウウオとして新種記載された。					計15種